

盛岡広域振興局長告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年9月15日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 282号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
八幡平市大更第16地割4番189地先から第20地割104番3地先まで	新	m 36.9~21.5	m 270.0
	旧	27.5~21.5	270.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
- (2) 期間 令和2年9月15日から同年10月15日まで